

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）を（ご確認ください。

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

②一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

市町村処理欄

[illegible]

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

[illegible]

[1] 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）	
所 在 地 名 フリ ガナ	〒
新しい 勤務先 （特別 徴収義 務者）	特別徴収指定番号
	担当者氏名 電話番号
新しい勤務先へは、 月割額 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	
法人番号	受給者番号
納入書の要否 (新規の場合のみ適用)	
番号を記入 [1] 必要 [2] 不要	

※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）		月分（翌月10日納期限）で納入します。	
番号を記入	徴収予定額 （(ウ)と同額）を 右欄に記入	円	
1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。	←	2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（ ① 及び ② に当てはまらない場合に記入してください。）			
番号を記入			
異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。			
1. 異動年月日が6月1日～12月31日であった本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日であった給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。			
←			

A	B	C	D	E
C	H	I	J	K

市町村处理棚